

平成 30 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 田 中 建 設 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 采 澤 和 義
(コード番号：1450 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 小 池 正 晴
管 理 本 部 長
(TEL. 03-3433-6401)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所 J A S D A Q スタンダードへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 155,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 11 月 28 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 12 月 17 日（月曜日）
- (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 30 年 12 月 7 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、むさし証券株式会社、みずほ証券株式会社、ちばぎん証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社及び極東証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 12 月 7 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 12 月 10 日（月曜日）から
平成 30 年 12 月 13 日（木曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 12 月 18 日（火曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 155,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都港区新橋四丁目 24 番 10 号
スリーハンドレッドホールディングス 155,000 株
株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 46,500 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
野村証券株式会社 46,500 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 46,500 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成 31 年 1 月 15 日（火曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成 31 年 1 月 16 日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 30 年 12 月 7 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、15,500株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 155,000 株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 155,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 46,500 株
(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年11月30日(金曜日)から
平成30年12月6日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年12月7日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年12月10日(月曜日)から
平成30年12月13日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年12月17日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年12月18日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主であるスリーハンドレッドホールディングス株式会社(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月13日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式46,500株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年12月18日から平成31年1月8日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,973,400株
公募による増加株式数	155,000株
第三者割当増資による増加株式数	46,500株 (最大)
増加後の発行済株式総数	2,174,900株 (最大)

3. 増資資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 306,646 千円 (*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 94,543 千円 (*) と合せて、事業拡大のための運転資金に充当する予定であり、その具体的な内訳及び充当時期は以下の通りであります。

(1) 人材採用費及び人件費

事業拡大のため、解体工事に係る主任技術者・監理技術者等の現場監督者の確保が重要な経営課題と認識しており、実務経験を有した人材の中途採用を積極的に進めております。これらの人材採用費及び人件費として、230,040 千円（平成 31 年 3 月期に 19,440 千円、平成 32 年 3 月期に 86,220 千円、平成 33 年 3 月期に 124,380 千円）を充当する予定であります。

(2) システム投資

原価管理システムの構築費用・工事現場の安全対策の一環として、現場作業員の健康管理システムの導入、情報セキュリティ強化の為に IT 資産管理ツール他の導入費用として、156,000 千円（平成 31 年 3 月期に 39,000 千円、平成 32 年 3 月期に 91,000 千円、平成 33 年 3 月期に 26,000 千円）を充当する予定であります。

なお、残額につきましては、大型の再開発案件等の受注に備えた運転資金としたうえで、大型の再開発案件等を受注した際には、協力会社への支払い等諸経費支払資金として充当する予定であります。具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,210 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、継続的な成長と株主の皆様への利益還元を経営の最重要目標として位置づけており、継続的な成長のための財務体質の強化と株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元とのバランスを勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を充実していくことを基本方針としています。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成28年9月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり当期純利益	6,449.41円	116.02円	431.22円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	6,250円 (-1円)	696円 (-1円)	2,536円 (-1円)
実績配当性向	96.9%	30.0%	29.4%
自己資本当期純利益率	28.6%	10.1%	34.0%
純資産配当率	27.7%	3.0%	10.2%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 当社は、平成30年8月29日付で株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、平成29年3月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記3.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成28年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成28年9月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

	平成28年9月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり当期純利益	322.47円	116.02円	431.22円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	312.50円 (-1円)	34.80円 (-1円)	126.80円 (-1円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人及び貸株人であるスリーハンドレッドホールディングス株式会社並びに当社株主である田中俊昭、田中俊恒、松野洋子、鬼塚麻紀子、采澤和義、小池正晴、津村友城、貝原利明、岡田英夫、松崎吉憲、神澤繁、佐怒賀功、小網忠明、能澤矩正、安田優、中下壽雄、木下孝、青木修、河原年宏、西本節三、安齋和秋、間下芳明、田上公子、長岡正太郎、島田亘、内藤さおり及び相澤彩子は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成31年3月17日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年6月15日までの期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年11月13日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（富士倉庫運輸株式会社、TANAKEN従業員持株会、大栄不動産株式会社、AGS株式会社、株式会社グローブマネージメント、株式会社斉藤産業、吉田静代、安藤隆春、中山信也、常泉泰造、杉本修一、安養寺聡及び浅原智久）との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。